

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年4月26日

【会社名】 アイフル株式会社

【英訳名】 AIFUL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福田 吉孝

【本店の所在の場所】 京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

【電話番号】 075(201)2000（大代表）

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経理本部長・総務部・審査部・コンプライアンス部・情報システム部担当 涌田 暢之

【最寄りの連絡場所】 京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

【電話番号】 075(201)2000（大代表）

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経理本部長・総務部・審査部・コンプライアンス部・情報システム部担当 涌田 暢之

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 0円

本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,613,148,000円

(注) 1. 本募集は、平成25年4月26日開催の当社取締役会の決議に基づき、ストック・オプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 募集金額は、新株予約権をストック・オプションとしての目的で発行することから無償で発行するものとしたします。また本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 アイフル株式会社 東京支社
(東京都港区芝二丁目31番19号)
アイフル株式会社 船橋支店
(千葉県船橋市本町四丁目41番19号)
アイフル株式会社 大宮西口支店
(さいたま市大宮区桜木町一丁目1番地26)
アイフル株式会社 横浜西口支店
(横浜市西区北幸一丁目8-2)
アイフル株式会社 金山支店
(名古屋市中区金山四丁目6番2号)
アイフル株式会社 梅田支店
(大阪市北区梅田一丁目2番2-100号)
アイフル株式会社 三宮駅前支店
(神戸市中央区北長狭通一丁目2-2)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

発行数	30,040個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年5月13日～平成25年5月24日
申込証拠金	0円
申込取扱場所	アイフル株式会社 人事部
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成25年5月27日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権証券の発行については、平成25年4月26日(金)開催の当社取締役会においてその発行の決議をしております。

2. 申込の方法

申込方法は、申込期間に申込取扱場所に申込をすることとします。

3. 本新株予約権の募集はストック・オプションの目的をもって行うものであり、当社の従業員及び当社子会社の従業員に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下のとおりであります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社従業員	1,429名	28,580個
当社子会社の従業員	73名	1,460個
合計	1,502名	30,040個

(注) 当社子会社は次の通りです。

アストライ債権回収株式会社

ビジネクス株式会社

ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社

賃貸あんしん保証株式会社

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。 単元株式数 50株
新株予約権の目的となる株式の数	1,502,000株 新株予約権 1個につき、目的となる株式の数 50株。ただし、下記（注）1. の定めにより株式数の調整を受けることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式 1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、新株予約権を割当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、その価額が割当日の終値（当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とします。 ただし、下記（注）2. の定めにより、行使価額の調整を受けることがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,613,148,000円 発行価額の総額は、本有価証券届出書提出日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の見込額です。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	当社普通株式1株の発行価格は、行使価額と同額とします。ただし、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄により、変更されることがあります。 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成27年5月1日から平成29年4月30日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 アイフル株式会社 人事部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 京都支店
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の役員又は従業員の地位を保有していることを要するものとします。ただし、従業員が定年で退職した場合には、この限りではないものとします。 2. 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の相続は認めないものとします。 3. その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとします。

<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>1. 以下イ、ロ、ハ、ニまたはホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社取締役会決議）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。</p> <p>イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>ロ．当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案</p> <p>ハ．当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p> <p>ニ．当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <p>ホ．新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <p>2. 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>該当事項はありません。</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とします。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記（注）1. の定めに基づいて決定するものとします。</p>

	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とします。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項</p> <p>上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。</p> <p>新株予約権の取得条項</p> <p>上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定します。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数の調整

新株予約権の目的となる株式の数は、以下の場合に調整されるものとします。ただし、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 行使価額の調整

新株予約権の割当日以降、当社が普通株式の分割または併合を行う場合、次の計算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行うときは、次の計算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わないものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式から当社の保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とします。

3．本新株予約権の行使請求及び払込の方法

新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める行使請求受付場所に提出するものとします。当該「新株予約権行使請求書」の提出とともに、新株予約権の行使に際し払込みをなすべき行使価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振込むものとします。なお、行使請求受付場所に新株予約権行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできないものとします。

4．新株予約権の行使の効力発生時期

新株予約権の行使の効力は、行使請求の受付場所において受領された上記3．の「新株予約権行使請求書」が、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める行使請求受付場所に到達し、かつ払込金上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の指定口座に入金されたときに生じるものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,613,148,000(注)1.	1,000,000(注)2.	1,612,148,000

(注)1. 払込金額の総額(本新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額)は、本有価証券届出書提出日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の見込額です。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

今回の募集はストック・オプションを目的として、当社及び当社子会社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、長期的な株主価値の向上を目指した経営を推進するためであり、本新株予約権の新規発行による手取金は発生しません。

また、本新株予約権の行使による資金の払込は、新株予約権者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従いまして、手取金は、設備投資あるいは運転資金に充当する予定ではありますが、具体的な金額及び支出予定時期については、本新株予約権の行使による払込のなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第35期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
平成24年6月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）
平成24年8月14日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）
平成24年11月14日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第3四半期（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）
平成25年2月14日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月27日に関東財務局長に提出

6【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を平成24年7月11日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出以後、本有価証券届出書提出日（平成25年4月26日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する事項はありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

アイフル株式会社 本店
（京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381 - 1）
アイフル株式会社 東京支社
（東京都港区芝二丁目31番19号）
アイフル株式会社 船橋支店
（千葉県船橋市本町四丁目41番19号）
アイフル株式会社 大宮西口支店
（さいたま市大宮区桜木町一丁目1番地26）
アイフル株式会社 横浜西口支店
（横浜市西区北幸一丁目8 - 2）
アイフル株式会社 金山支店
（名古屋市中区金山四丁目6番2号）
アイフル株式会社 梅田支店
（大阪市北区梅田一丁目2番2 - 100号）
アイフル株式会社 三宮駅前支店
（神戸市中央区北長狭通一丁目2 - 2）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。